



1 しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法 / しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法

しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法によるサービス

障害者への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」※に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。

※正式名称…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

● たいしょう 対象

障害者総合支援法が対象とする障害の範囲は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等※としています。

なお、介護保険制度により、障害者総合支援法と同種のサービスが利用できる場合は、介護保険によるサービスが優先されます。

※難病の対象疾病は令和6年4月時点で、369 疾病です。（157 ページをご覧ください。）

● サービスの体系^{たいけい}

障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

● 自立支援給付

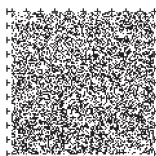
全国共通の基準で提供されるサービスです。サービスの種類には、

- ・ 介護給付 居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）
生活介護、施設入所支援 など
 - ・ 訓練等給付 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）、
就労移行支援、共同生活援助（グループホーム） など
 - ・ 自立支援医療 更生医療、精神通院医療、育成医療（69～71 ページ）
 - ・ 補装具費の支給（76～77 ページ）
- などがあります。

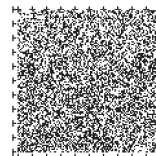
● 地域生活支援事業

各区市町村等が地域の特性を考慮し、創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを提供します。自治体によって、サービスの内容などが異なります。

千代田区では、コミュニケーション支援事業（99 ページ、105 ページ）、日常生活用具等給付事業（78 ページ）、移動支援事業（83 ページ）などのサービスがあります。各サービスの詳細については、該当ページをご覧ください。

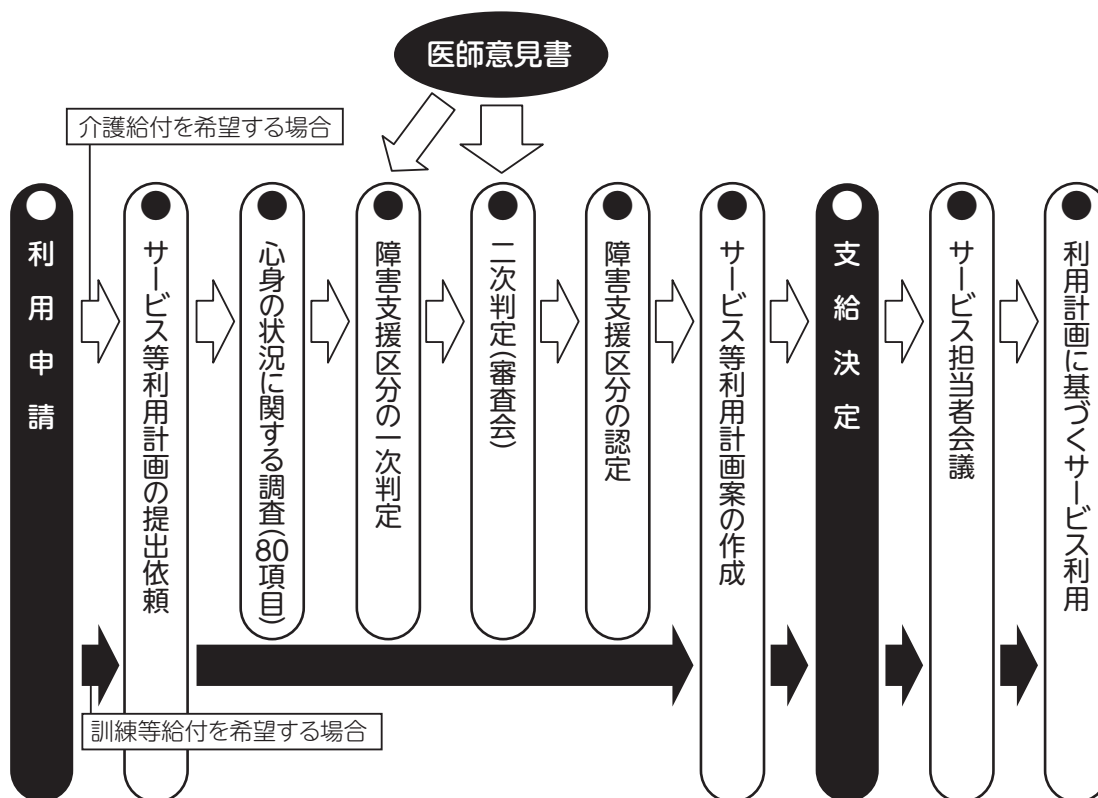


しょうがいふくし とう
障害福祉サービス等について (かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ そうだんしえん)
 (介護給付・訓練等給付・相談支援)



障害福祉サービスは、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われます。

サービスは、介護の支援を受けるには「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。



★障害支援区分とは

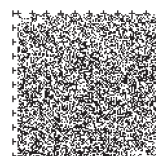
障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

調査項目は80項目あり、各区市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて区市町村が認定します。

●サービス利用についての相談窓口

身体障害・知的障害の方	障害者福祉課総合相談担当 TEL：5211-4217 FAX：3556-1223
精神障害・難病患者の方	千代田保健所保健サービス課保健相談係 TEL：5211-8175 FAX：5211-8192
障害児	児童・家庭支援センター発達支援係 TEL：5296-9281 FAX：5298-0240

障害者総合支援法／障害者差別解消法



●サービスの内容

※表中の「㉔」は「障害者」、「㉕」は「障害児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

1 介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ） ㉔ ㉕	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 ㉔	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018（平成30）年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
③ 同行援護 ㉔ ㉕	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護 ㉔ ㉕	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 ㉔ ㉕	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥ 短期入所（ショートステイ） ㉔ ㉕	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護 ㉔	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護 ㉔	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援） ㉔	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 訓練等給付

① 自立訓練 ㉔	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労選択支援 ㉔	就労先・働き方について、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択の支援を行います。
③ 就労移行支援 ㉔	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 就労継続支援 ㉔ （A型＝雇用型、 B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
⑤ 就労定着支援 ㉔	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑥ 自立生活援助 ㉔	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
⑦ 共同生活援助 （グループホーム） ㉔	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行をめざす人のためにサテライト型住居があります。

※グループホームのサテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。
 ※⑤と⑥は 2018（平成 30）年の法改正により新設されました。
 ※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

3 相談支援

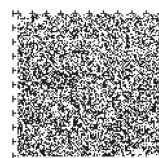
① 計画相談支援 ㉔ ㉕	●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
② 地域相談支援 ㉔	●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
③ 障害児相談支援（児童福祉法） ㉕	●障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

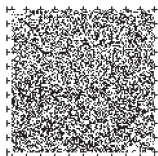
※障害児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

●サービスが利用できる事業所を探すには

東京都福祉局のホームページ「東京都障害者サービス情報」から、受けたいサービスや地域などから、障害者総合支援法によるサービスを提供する東京都内の事業所が検索できます。

URL：<https://www.shougai Fukushima.metro.tokyo.lg.jp>





障害児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、区市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

●サービス利用についての相談窓口

児童・家庭支援センター発達支援係

TEL : 5296-9281 FAX : 5298-0240

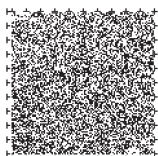
●サービスの内容

都道府県

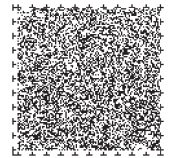
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

市町村

障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援（事業所） 未就学の障害児に対して通所による支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等（※）を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018（平成30）年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。 （※）保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等



りようしゃふたん 利用者負担のしくみ



障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用した場合、月ごとの利用者負担額は、対象や収入・所得に応じて上限があります。また、負担を軽減するために対象や世帯収入に応じた負担軽減策を設けています。

●障害福祉サービスの月ごとの利用者負担上限額

1割の定率負担があります。定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	区民税非課税世帯		0円
一般1	障害者	区民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く（注1）	9,300円
	障害児	区民税課税世帯（所得割28万円未満） ※入所施設利用者（20歳未満）を除く（注2）	4,600円
一般2	上記以外		37,200円

（注1）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、区民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

（注2）障害児入所施設利用者の上限額は9,300円です。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	本人とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●高額障害福祉サービス等給付費等

同一世帯で障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合や同一人が障害福祉サービス、介護保険サービス、補装具費の支給及び障害児通所を利用した場合に、基準額を超えた利用者負担額について、高額障害福祉サービス等給付費等として支給されます。

●高齢障害者の利用者負担の軽減

障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳になり介護保険サービスに移行すると、利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、平成30年4月より、利用者負担を軽減する仕組みが設けられました。

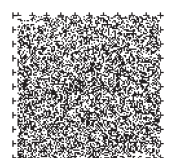
●食費実費負担の軽減

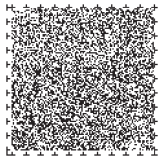
通所施設、短期入所利用者の場合、食費実費負担について、食材費のみの負担となるように軽減されます。ただし、一般世帯のうち所得割16万円（障害児の場合は28万円）以上の方は、対象になりません。

●障害福祉サービス等の利用者負担の軽減（千代田区独自の軽減制度）

区民税所得割16万円未満の世帯について、居宅介護を含むすべての障害福祉サービスの1割（10%）の定率負担を5%に軽減します。

障害児の障害福祉サービス、児童福祉法通所サービス等の利用については、所得の状況にかかわらず0%に軽減します。





しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

いしそつう ごうりてきはいりょ ていきょう 意思疎通と合理的配慮の提供

平成 28 年 4 月から障害者差別解消法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

ふとう さべつてきとりあつか ● 不当な差別的取扱いとは

障害のある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することです。

[例] ×障害があることを理由に窓口対応を拒否したり、順番を後回しにする。

×書面の交付、パンフレットの提供、説明会、講演会の出席を拒む。

×飲食店への入店、クラブやサークルの入会を断る。

ごうりてきはいりょ ていきょう ● 合理的配慮の提供とは

障害のある人から、何らかの対応が必要と伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

[例] ●段差があるとき車いすをご利用の方に、同じ目の高さから声をかけ、意思を確認してから簡易スロープを使って補助をする。

●聴覚障害の方が参加する講演会で手話通訳を実施したり要約筆記を行なう。

	障害者差別解消法		東京都の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	義務	義務

※平成 30 年 10 月に、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例が施行され、東京都においては、民間事業者も合理的配慮の提供が義務となりました。さらに、令和 3 年 6 月に障害者差別解消法が改正され、令和 6 年 4 月より合理的配慮の提供が全国の民間事業者も含め義務となりました。

ちよだく とりく ● 千代田区の取組み

- 職員が法律に適切に対応するために、対応要領を策定し、ハンドブックを配布しました。
- 合理的配慮を適切に提供するため、各窓口には筆談器を配備し、障害者福祉課には、携帯用磁気ループ、点字プリンターを配備しているほか軟骨伝導イヤホンも準備しています。また、各出張所と障害者福祉課には段差用スロープも用意しています。
- 合理的配慮の前提となる意思疎通の重要性から、平成 28 年 10 月に「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。
- 障害への理解を深めながら、地域における声掛けなど具体的な配慮の普及・啓発を行う障害者サポーター「ハートクルー」の養成講座を実施しています。(平成 30 年度～)

そうだんまどぐち ● 相談窓口は

障害を理由とした不当な差別や合理的配慮の提供などについての相談窓口を設置しています。

●千代田区 障害者福祉課総合相談 TEL 5211-4217

